

通所介護に関する利用料（単位：円）（令和2年4月現在）

■介護保険の給付の対象となるサービスと利用料について

※介護保険法等の改正により変更することがあります。

<基本加算>

1回あたり

サービス提供時間	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3時間以上4時間未満	364	417	472	525	579
4時間以上5時間未満	382	438	495	551	608
5時間以上6時間未満	561	663	765	867	969
6時間以上7時間未満	575	679	784	888	993
7時間以上8時間未満	648	765	887	1008	1130

<各種加算>

入浴加算	50	認知症加算	60
ADL維持等加算(Ⅰ)	3	ADL維持等加算(Ⅱ)	6
若年性認知症利用者受入加算	60	通所介護サービス提供体制加算(Ⅰ)	(イ) 18 (ロ) 12
個別機能訓練加算(Ⅰ)	46	通所介護サービス提供体制加算(Ⅱ)	6
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護保険対象サービス利用料に対する5.9%		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	介護保険対象サービス利用料に対する1.20%		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	介護保険対象サービス利用料に対する1.0%		

上記加算の一部については、当事業所の職員体制等の要件を満たした場合に算定させていただきます

■介護保険の給付対象とならないサービスと利用料について

食費	400	1食あたり(おやつ込み)
レクリエーション費	実費	観光・社会施設等への見学の際の入場料など
日常生活上必要になる物	実費	紙オムツ・尿取りパット・歯磨き粉・歯ブラシなど
散髪	実費	外部の理容師へ依頼

■利用料の目安（自己負担割合～原則1割）

一回当たりの利用負担例（7時間以上8時間未満の場合）

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
内訳	基本料金	648	765	887	1008	1130
	サービス体制加算	18	18	18	18	18
	入浴加算	50	50	50	50	50
	特定処遇改善加算	介護保険対象サービス利用料に対する1.20%				
	処遇改善加算Ⅰ	介護保険対象サービス利用料に対する5.9%				
	食費	400	400	400	400	400
合計 (処遇改善加算含まず)		1116	1233	1355	1476	1598

平成30年4月より65歳以上の方(第一号被保険者)のうち、一定以上の所得がある方にはサービス費の3割をご負担頂くこととなります。(※当該者の介護保険負担割合証をご確認下さい)

第1号通所事業(通所介護相当サービス)に関する利用料 (単位:円)

■介護予防・日常生活総合・第1号通所事業(通所介護相当サービス)の給付の対象となるサービスと利用料について

<基本加算>

1月あたり

サービス提供時間	要支援 1	要支援 2
3時間以上4時間未満	1655	3393

<各種加算>

	要支援 1	要支援 2
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	72	144
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	48	96
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	24	48
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護保険対象サービス利用料に対する1.20%	
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	介護保険対象サービス利用料に対する1.0%	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護保険対象サービス利用料に対する5.9%	

上記加算の一部については、当事業所の職員体制等の要件を満たした場合に算定させていただきます場合がございます

■日常生活総合・第1号通所事業(通所介護相当サービス)の給付の対象とならないとサービスと利用料について

食費	400	1食あたり(おやつ込み)
レクリエーション費	実費	観光・社会施設等への見学の際の入場料など
日常生活上必要になる物	実費	紙オムツ・尿取りパット・歯磨き粉・歯ブラシなど
散髪	実費	外部の理容師へ依頼

■利用料の目安 (自己負担割合～原則1割)

一月当たりの利用負担例

一月当たりの利用負担例		要支援1 (週1回/月5回利用)	要支援 2 (週2回/月10回利用)
内訳	基本	1655	3393
	(体制強化加算Ⅰ)	74	144
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護保険対象サービス利用料に対する1.2%	
	処遇改善加算Ⅰ	介護保険対象サービス利用料に対する5.9%	
	食費	2000 (400円×5回)	4000 (400円×10回)
合計		3729	7537

※上記合計には処遇改善加算等含まれておりません。